

このような方は、  
遺言を残されることを  
おすすめします

子どもがいないから、全財産を妻  
に遺して、老後を楽しませてあげたい。  
でも、法定相続だと私の兄妹  
まで相続の権利を持ってしまう。

日頃面倒を見てくれている息子の  
嫁や孫にはとてもお世話になって  
いる。感謝の気持ちとして、遺  
産を残したい。

お金や株券はいいけど、土地や建  
物など、分割しにくいものはどう  
やって相続させるのがいいのだ  
ろう。

介護をしてくれた恩人や仕事上  
で協力してくれた友人にはとて  
も感謝している。遺産を分けてあ  
げたいけど、可能だろうか？

子どもたちには必要最小限の財  
産を遺して、残りの財産は教育や  
福祉、芸術など、社会のために役  
立てたい。



ご家族の幸せのために

# 遺言信託 遺産整理業務



ちば興銀コンタクトセンター 9:00~17:00(土、日、祝日を除きます)  
0120-89-7850  
携帯番号 043-203-4612  
ちば興銀 ホームページ www.chibakogyo-bank.co.jp

ちば興銀は  
千葉ロッテマリーンズを  
応援しています。  
Fight! Marines

2020年10月1日現在

千葉興業銀行  
(みずほ信託銀行信託代理店)

千葉興業銀行  
(みずほ信託銀行信託代理店)

WITH  
YOU  
より近く、より深く、  
ともに未来へ。

## 遺言は、 愛する人への思いやり

### 法定相続とは異なる 遺産の配分ができます

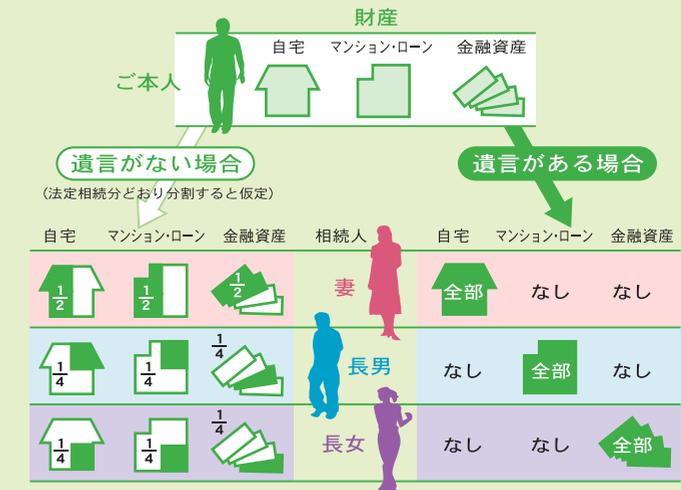
法定相続では、特定の方に多く財産を遺すことはできません。遺言があれば、あなたの大切な財産を、誰に、どう分けるのか、ご自分の意思通りに配分することができます。

### 法定相続人以外の方にも 財産を遺すことができます

ご家族以外の方に財産を遺したいと思っても、法定相続どおりではそれができません。遺言があれば、法定相続人以外の方にも財産を遺すことができます。

### 遺言があれば、不動産の相続もスムーズ

例えば財産に自宅、ローンで購入したマンション、株や預貯金などの金融資産があり、ご家族構成がご本人、妻、子ども2人の場合。



不動産を相続する場合、金融資産のように等分に分割するとかえって手続きを複雑にしたり、相続人に面倒な思いをさせることもあります。

※ただし、遺産分割協議により相続財産を個別に分けることもできます。

誰に、どの財産を、どれだけ遺すのか……。遺言があれば、ご本人の意思を反映して財産が相続人に分けられますので、分割が困難な不動産の相続もスムーズに行うことができます。

# ご相続・ご遺言に関することなら、 まず、ちば興銀にご相談ください

## お手続きの流れ

### ご相談

ちば興銀の担当者が承ります

### お手伝いできる内容の確認

お聞きした内容に最適なお手伝い方法をご案内いたします

### みずほ信託銀行をご紹介します

### 信託銀行が具体的な業務を遂行

右記の3業務について、みずほ信託銀行が実務を行います

ご相談・ご遺言に関するご相談は、  
お近くのちば興銀窓口までご連絡ください

※ 信託銀行がお取り扱いする業務に関しましては、みずほ信託銀行所定の手数料をご負担いただきます。  
※ みずほ信託銀行への紹介にあたり、当行がお客さまから手数料をいただくことはございません。

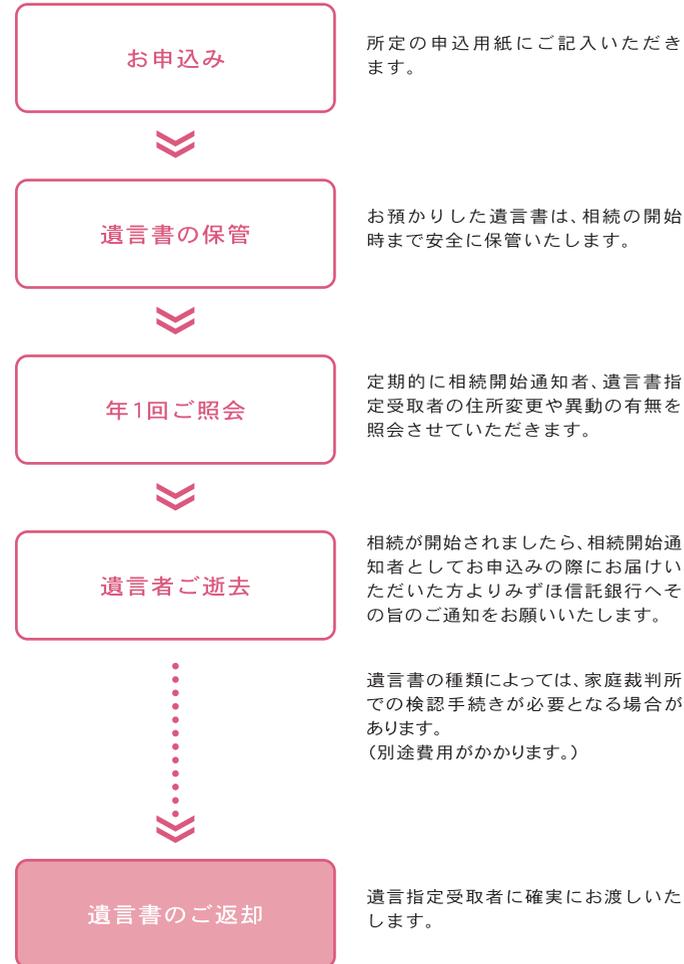
## 遺言執行引受承諾業務

遺言書を作成するところから、遺言書の保管、そして遺言書に書かれたとおりの執行まで、あなた自身のご意思の実現をトータルにお手伝いいたします。



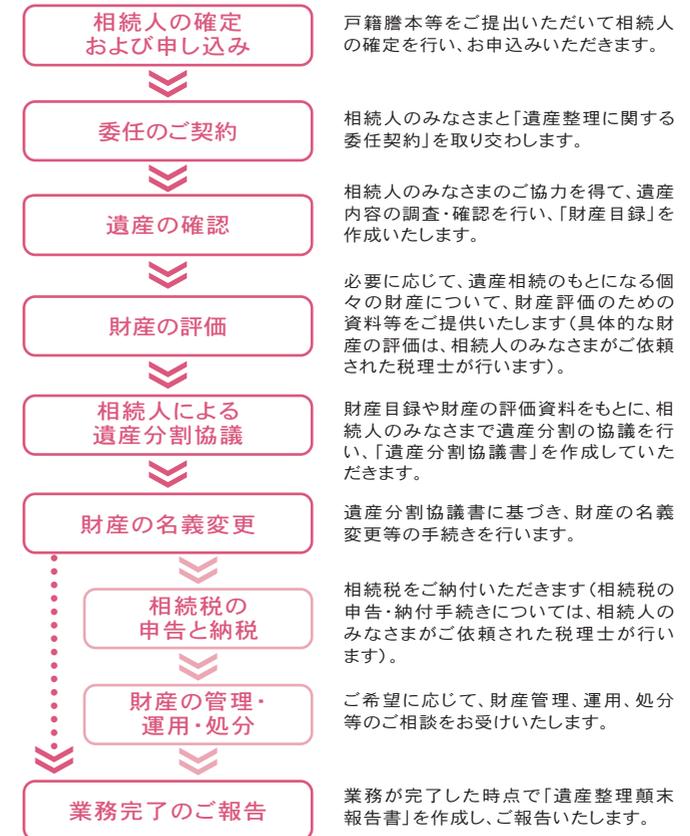
## 遺言書管理信託

遺言書を安全・確実にお預かりするサービスです。ご自宅とちがって火災、盗難、紛失などといった“もしも”のご心配がありません。



## 遺産整理業務

相続開始後の、必要な諸手続きの代行をお引き受けする業務です。財産目録の作成、遺産の引渡し、名義変更の手続きなど面倒で複雑な手続きを代行いたします。



LINEで相談できる **WEB版** 遺産整理業務

詳しくは、ちば興銀ホームページをご覧ください。  
当行HP内「WEB遺産整理」のページはこちら→

